

(3) 家計に係る基準

① 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

【収入基準】

春・秋の定期採用においては、提出されたマイナンバー等で取得した住民税情報で判定を行います。一次採用（春）では2024年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された支給額算定基準額（※1）が下表に該当するか判定します。二次採用（秋）では2025年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2026年度住民税情報で判定を行います。

家計急変採用においては、春・秋の定期採用と収入基準に変わりはありませんが、支給額算定基準額の算出方法が異なります。詳細については「[（別冊）家計急変採用](#)」を確認してください。

（※1） 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）（100円未満切り捨て）

○政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

○市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分（※2）	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

（※2） 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

【資産基準】

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）
※退職金も含まれます。
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等）
※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

② 収入・所得の上限額の目安

収入基準は、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。

実際の世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い等は各世帯により異なるため、下表はあくまでも目安として利用してください。収入基準について詳細に確認したい場合は、10ページの【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】を参照してください。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）				（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親① （ひとり親）（★）	229	332	402	649	144	212	272	452
3人	あなた、親①（ひとり親）（★）、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494
4人	あなた、親①（★）、親②（無収入）、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526
4人	あなた、親①（★）、親②（給与所得者）、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：656 親②：155	親①：179 親②：115	親①：205 親②：155	親①：262 親②：155	親①：453 親②：155
5人	あなた、親①（★）、親②（パート）、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100	親①：530 親②：100

- (注1) 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります
- (注2) 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。
- (注3) 2026年4月に申し込む場合、あなたが当年の1月1日時点で20～23歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。
- (注4) 2026年4月に申し込む場合、親①が2024年中にひとり親であった場合の目安となります。
- (注5) 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかを申込前の段階で確認したい場合、以下の3通りの方法があります。

(1) 「進学資金シミュレーター」を使う

あなたの世帯構成で収入基準に該当するか、目安の確認ができます。



進学資金シミュレーター

(2) 課税証明書を使って自分で試算する

市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。課税証明書と同様の情報は、マイナポータルでも取得できます。

○試算方法

令和7年度(令和6年分)市・県民税 所得・課税証明書(例) 第 000 号										
納税義務者		住所 千葉県▲▲市市谷本村町10-7		氏名 機構 次郎		生年月日 昭和43年6月1日				
合計所得金額		2,487,200 円		所得控除合計額		1,558,050 円		市県民税		
所得の内訳	給与所得	2,487,200 円		所得控除の内訳	控除対象配偶者	1人 (老人・その他の同一生計配偶者)		市	県	
	雑所得	0 円			配偶者特別控除	0 円		74,320 円	18,580 円	
	事業所得	0 円			扶養親族	特定	0 人		(税源移譲前)	(55,740 円)
	不動産所得	0 円			老人	老人	0 人		(税調整控除額)	6,000 円
	譲渡所得	0 円			(うち同居)	(うち同居)	0 人		(税源移譲前)	4,500 円
	一時所得	0 円			その他	その他	1 人		(住宅借入金等特別控除額)	0 円
	【以下余白】				特別	特別	0 人		(税源移譲前)	0 円
収入の内訳	給与収入	3,787,000 円		扶養障害者	扶養障害者	0 人		寄附金控除額	0 円	
	公的年金収入	0 円		障害者	特別・原簿・他障害者	0 人		(税源移譲前)	0 円	
	繰越控除	0 円		障害者	障害者	0 人		除	【以下余白】	
	繰越控除	0 円		本人該当	本人該当	0 人		税額調整額	0 円	
総所得金額等	2,487,200 円		16歳未満扶養親族	16歳未満扶養親族	1 人		減免前所得割額	68,300 円		
備考			課税標準額	929,000 円			減免税額	0 円		
			課税総所得金額	929,000 円			所得割額	68,300 円		
			課税山林所得金額	0 円			(税源移譲前)	(51,200 円)		
						均等割額	4,000 円			
						市県民税額	90,300 円			
						上記について相違ないことを証明する。				
						令和8年4月1日				
						千葉県▲▲市長 機構 太郎				

- 上記の証明書の例は特定の自治体のもではありません。自治体により、書式や記載事項は異なります。
- ① 証明書の年度は、令和7年度（令和6年分）【2025年度（2024年分）】が必要です。ただし、二次採用（秋）で申し込む場合は、令和8年度（令和7年分）【2026年度（2025年分）】を使います。
- ② 証明書は、あなたと生計維持者全員分の情報が必要です（最大3名分）。
- ③ 以下により支給額算定基準額を算出します。

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額}) \times \frac{1}{4}$$
 (100円未満切り捨て)
 ★1 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)に3/4を乗じます。
 ★2 市町村民税所得割が非課税の人は、(★3)の場合を除き、上記の計算によらず、支給額算定基準額は0円になります。
 ★3 課税標準額の記載がない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です(ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等(定額減税等の臨時的な減税措置や市町村民税の減免を含む。))は、支給額算定基準額に影響しません。
- 上記の例を用いた具体的な計算方法(「▲▲市」は政令指定都市とします。)
 あなたと生計維持者(最大3名分)を計算し、合計した金額を確認します。
 上記③により計算すると、支給額算定基準額は51,200円(929,000円×6% - (6,000円 + 0円)×3/4 = 51,240円から100円未満を切り捨て)です。

(3) 支給額算定基準額判定ツールを使って試算する

市町村役場で取得できる課税証明書(自治体によっては所得証明書)とツールを用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/kyufu.html>



※機構は、シミュレーション結果又はご自身で試算された結果と選考結果との相違について、一切の責任を負いません。収入基準の選考は、機構が取得した住民税情報をもとに機械的に行います。このため、シミュレーション結果やご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もあります。逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

○税制改正に伴う変更があった場合は、機構ホームページでお知らせいたします。

一次採用（春）が家計基準により不採用となった場合

二次採用（秋）では2025年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2026年度住民税情報で判定を行うため、一次採用（春）とは判定結果が異なる可能性があります。進学資金シミュレーター等を活用のうえ、二次採用（秋）への申請をご検討ください。